

## 多自然川づくり基本指針（令和6年6月改定）

### 1 「多自然川づくり」の定義

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

### 2 適用範囲

「多自然川づくり」は全ての川づくりの基本であり、全ての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理・更新、災害復旧等の河川管理における全ての段階・過程を対象とする。

### 3 実施の基本

- (1) 整備前の調査や河川環境を保全・創出する方策の検討、整備中及び整備後のモニタリング、モニタリングを踏まえた取組の見直し、発災後の復旧など全ての段階・過程において、河川環境が常に変動することを前提とした整備と順応的管理に努めること。
- (2) 川づくりに当たっては、単に自然のものや自然に近いものを多く寄せ集めるのではなく、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用すること。
- (3) 川づくり全体の水準の向上のため、以下の方向性で取り組むこと。
  - ア その河川が本来有している流量や土砂のダイナミズム等の河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりとすること。
  - イ 生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出することはもちろんのこと、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりとすること。
  - ウ 調査、計画、設計、施工、維持管理・更新、災害復旧等の河川管理全般を視野に入れた川づくりとすること。

### 4 実施上の留意事項

川づくりに当たっては、関係者とともにより下記事項に留意して取り組むこと。

- (1) 平面計画については、その河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出することを基本として定め、過度の整正又はショートカットを避けること。
- (2) 縦断計画については、その河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出することを基本として定め、河床材料や縦断形に著しい変化を与える掘削や床止め等の横断工作物の設置は極力避けること。

- (3) 横断計画については、河川が有している自然の復元力を活用するため、標準横断形による上下流一律の画一的形状での整備は避け、川幅をできるだけ広く確保するよう努めること。
- (4) 護岸については、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを十分踏まえた上で、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出に配慮した適切な工法とすること。
- (5) 本川と支川又は水路との合流部分については、水面や河床の連続性を確保するよう努めること。落差工を設置せざるを得ない場合には、水生生物の自由な移動を確保するための工夫を行うこと。
- (6) 河川管理用通路の設置については、山付き部や河畔林が連続する区間等の良好な自然環境を保全するとともに、川との横断方向の連続性が保全されるよう、平面計画に柔軟性を持たせる等の工夫を行うこと。
- (7) 堰・水門・樋門等の人工構造物の設置・改築については、水生生物の自由な移動の確保に加え、地域の歴史・文化、周辺景観との調和に配慮した配置・設計を行うこと。
- (8) 瀬と淵、ワンド、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ保全すること。
- (9) 生物の生息・生育・繁殖環境の観点から、その河川にとって望ましい流量変動や土砂動態の把握に努め、必要に応じて弾力的な施設運用等を検討すること。
- (10) 災害復旧に当たっては、その河川における「生物の生息・生育・繁殖の場」等の目指すべき目標と整合した事業計画の検討に努めること。

## 5 調査研究や新たな技術活用等の推進

「多自然川づくり」にあつては、調査、計画、設計、施工、維持管理・更新、災害復旧等の各段階・過程における高度化・効率化につながる調査研究や新たな技術の活用に加え、知見の体系化、データの一元化・オープン化、河川環境に精通した人材の育成等が必要とされることから、河川管理者等は実際の「多自然川づくり」の取組等を通じて、それらの推進にも努めること。

## 6 積極的な情報発信の推進

河川管理者は、日頃から民間事業者を含めた流域の関係者との相互の情報共有に努め、情報発信においても効果的な連携を図ること。地域住民や川づくりに関わる者のさらなる参画につなげる視点で「多自然川づくり」の情報発信に努めること。